



『平成26年度第1回 松田町地域公共交通会議』

平成26年11月6日(木)14時～ 松田町役場4AB会議室
事務局：政策推進課

平成26年度第1回松田町地域公共交通会議次第

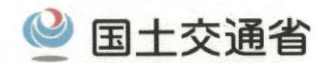
日時 平成26年11月6日(木)
14:00～
場所 松田町役場4AB会議室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 事務局職員紹介
- 5 改正地域公共交通活性化法等について
(国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官中澤氏より)
- 6 協議事項
次年度の運行体制について
(1) 平成25年度下半期及び平成26年度上半期乗合バス運行事業実績等
(2) アンケート集計結果について
- 7 報告事項
松田町地域公共交通対策について
(バス通学定期助成事業・高齢者バス定期券(まちなりパス65)助成事業)
- 8 その他
- 9 閉会

地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた支援 ～ 平成27年度予算概算要求について ～

総合政策局 公共交通政策部

交通政策基本法の概要(平成25年12月4日公布・施行 法律第92号)



基本理念等(第2条～第7条)

基本的認識(第2条)

- 交通の果たす機能
 - ・国民の自立した生活の確保
 - ・活発な地域間交流・国際交流
 - ・物資の円滑な流通
- 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

交通機能の確保・向上(第3条)

- 少子高齢化の進展等に対応しつつ、
 - ・豊かな国民生活の実現
 - ・国際競争力の強化
 - ・地域の活力の向上
- に寄与
- 大規模災害に的確に対応

環境負荷の低減(第4条)

様々な交通手段の適切な役割分担と連携(第5条)

交通の安全の確保(第7条)

交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等(第8条～第11条)

関係者の連携・協働(第6条、第12条)

法制上、財政上の措置(第13条)

国会への年次報告等(第14条)

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)

＜パブリックコメント、審議会への諮問等＞

国の施策(第16条～第31条)

【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保(第16条)…離島等の地域の諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条)…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化(第18条)…定時性確保、乗継ぎ円滑化等

【国際競争力の強化】

- 国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化(第19条)

【地域の活力の向上】

- 国内交通ネットワークと拠点の形成(第20条)
- 交通に関する事業の基盤強化、人材育成等(第21条)

【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等(第22条)…耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

【環境負荷の低減】

- エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等(第23条)

【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備(第24条)…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- まちづくり、観光等との連携、関係者間の連携・協働の促進(第25条～第27条)

- 調査研究(第28条)
- 技術の開発及び普及(第29条)…ICTの活用
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(第30条)…規格標準化、交通インフラの海外展開
- 国民等の意見を反映(第31条)

地方公共団体の施策(第32条)

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

【地域公共交通ネットワーク再編のイメージ】

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

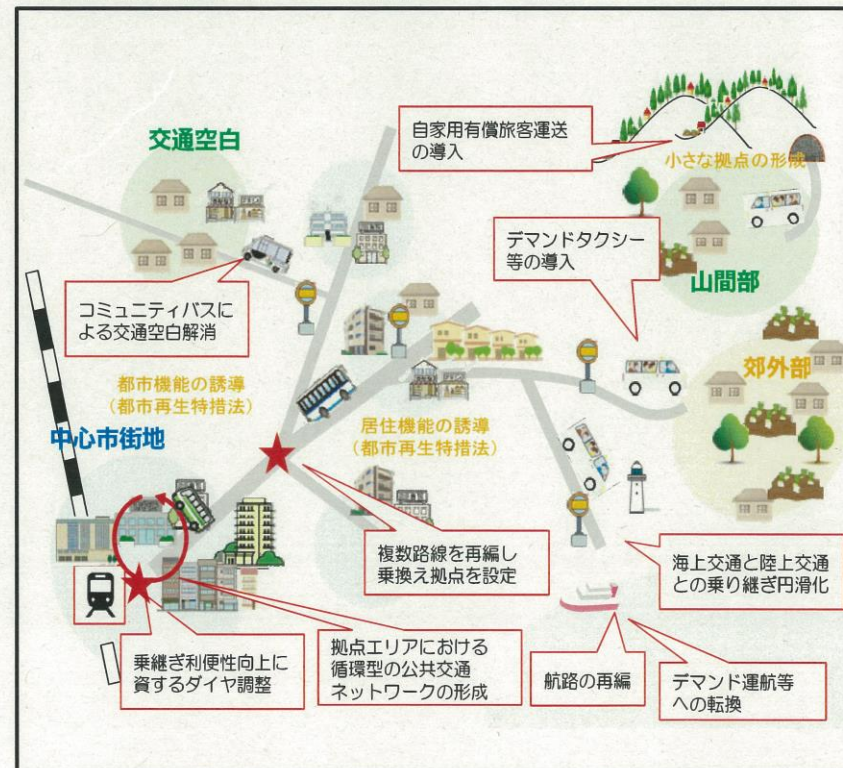
地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画

地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し



地域公共交通確保維持改善事業

改正地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

平成27年度要求額 363億円
(対前年度比1.19)

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 改正地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域で策定した計画に基づく事業を多様なメニューにより支援

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新等
- 離島航路・航空路の運航

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等

- LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等



【LRT】
低床式路面電車による
幹線的な交通システム



【BRT】
連節バス、バスレーン等を
組み合わせた幹線的な交通
システム

- 地域鉄道の安全性向上に資する設備(※)の更新等

(※)レール、マクラギ、ATS、車両等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、
まちづくり支援とも連携し、重点的に支援

地域公共交通網 形成計画

- 改正地域公共交通活性化再生法に
基づく地域公共交通再編実施計画の
策定に係る調査

地域公共交通再編 実施計画

認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく
事業の実施

・バス路線の再編

計画に位置付けられた再編後のバス路線の持続可能な
運行の確保について重点的に支援

・デマンド型等の多様なサービスの導入

路線バスからデマンド型乗合タクシーへの転換や多様な形
での離島航路の維持に係る支援を強化

・LRT・BRTの高度化

コンパクトシティ化等のまちづくりと連携し、地域のネット
ワークの軸となるLRT・BRTの整備に係る支援を強化

・地域鉄道の上下分離等

バス路線の再編等と併せた地域鉄道の上下分離等による
地域鉄道の維持に係る支援を強化

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行



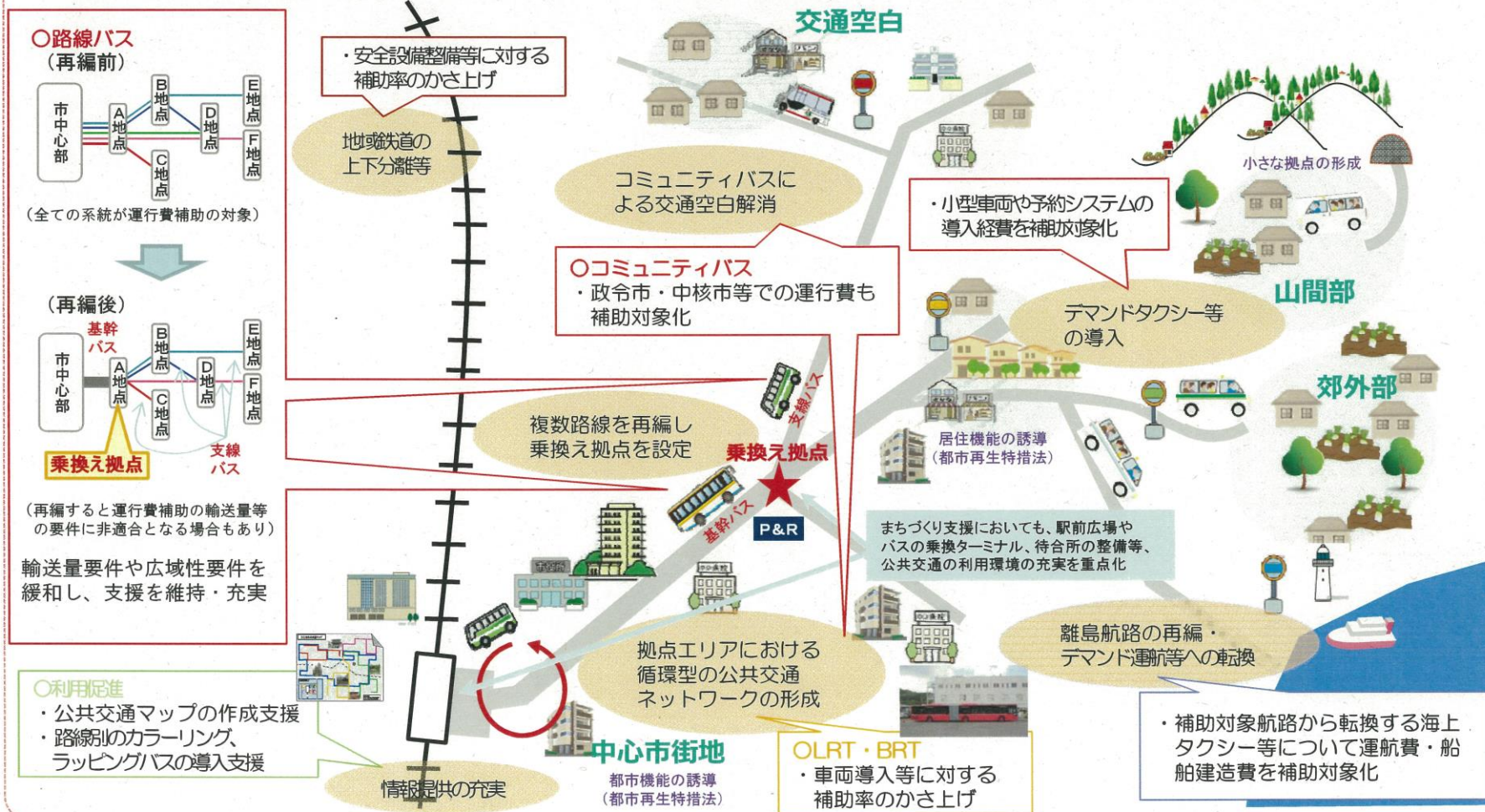
平成27年度要求額 23億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

地域公共交通ネットワーク再編に対する重点的な支援

平成27年度予算要求事項

○計画の構想段階から実施段階までトータルの支援システムを構築

- ・地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編実施計画の策定経費等を支援
- ・地域公共交通再編実施計画に基づいて実施される多様な事業に対して補助要件の緩和等の措置を適用

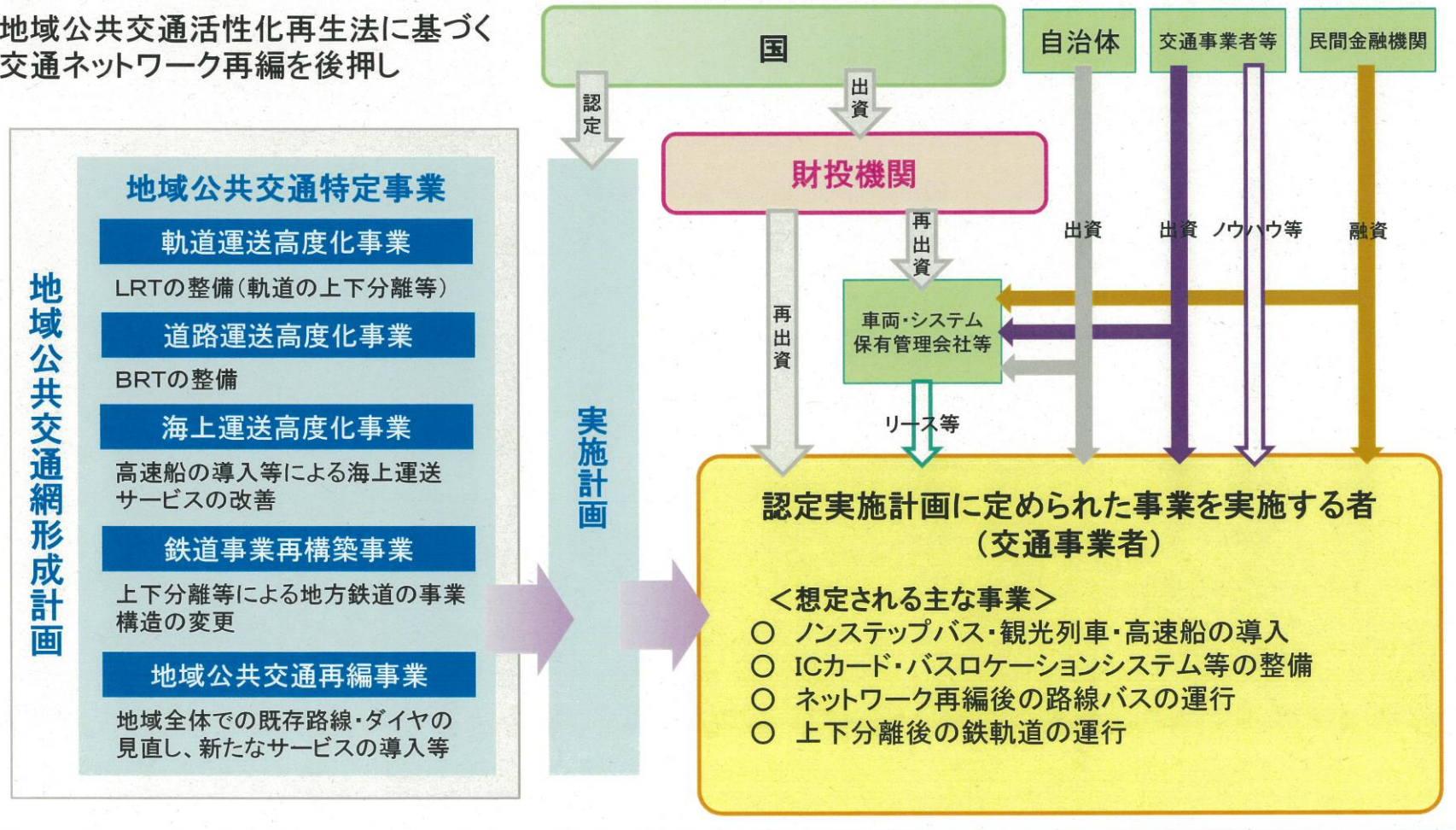


地域の公共交通ネットワークの再構築に係る産業投資の活用

財政投融资の活用を図ることで、支援策を多様化し、地域の実情に即した地域公共交通ネットワークの再構築の取組みを後押しする仕組みの充実を図る。

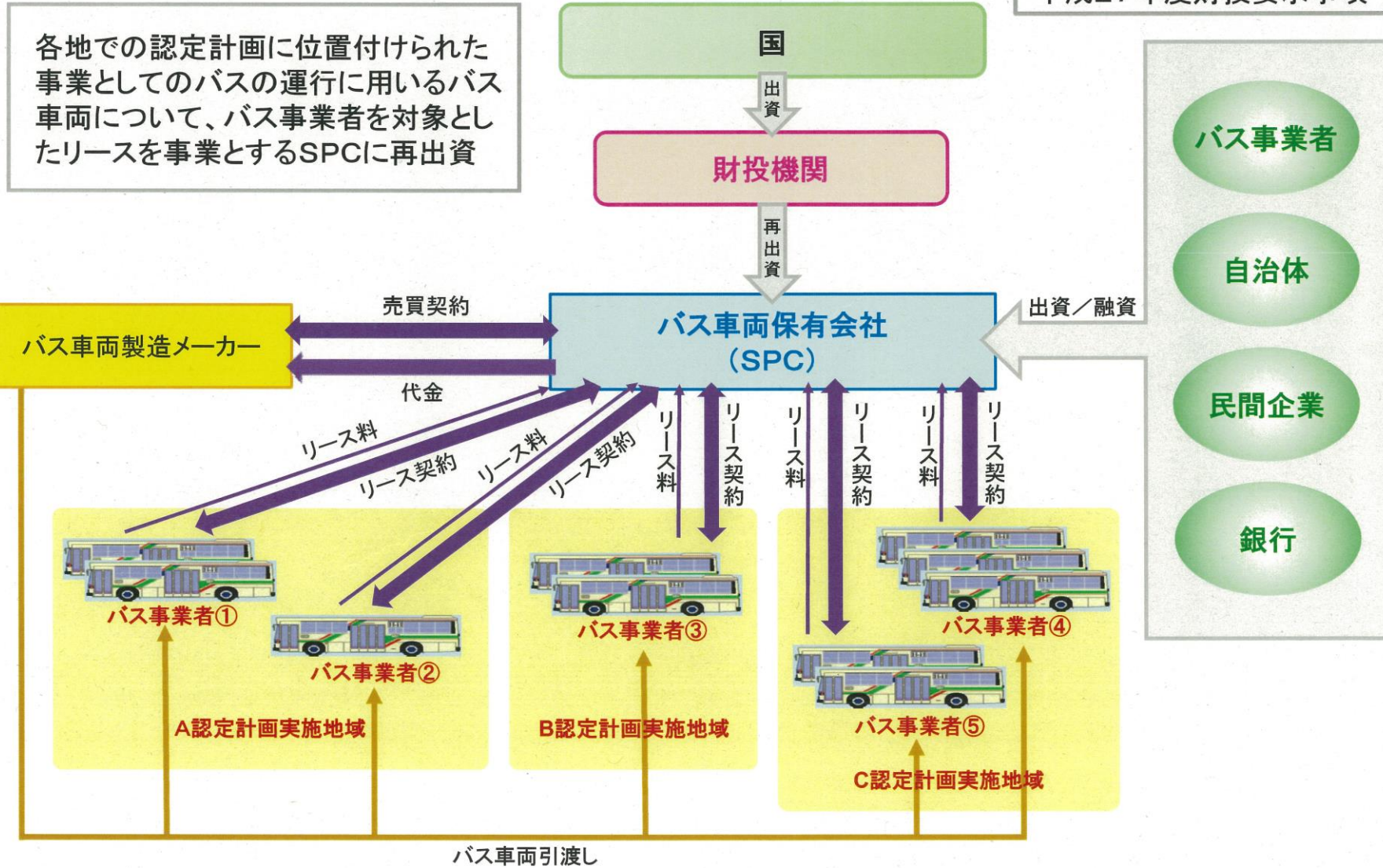
平成27年度財投要求事項

地域公共交通活性化再生法に基づく
交通ネットワーク再編を後押し



地域の公共交通ネットワークの再構築に係るバス車両導入支援イメージ 国土交通省

平成27年度財投要求事項



地域公共交通活性化・再生の促進に関する基本方針 変更案のポイント

変更の趣旨

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第3条に基づき、国土交通大臣が基本方針を策定
- 今般、同法の改正に伴い、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとされたことを踏まえ、変更

現行

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

法改正後

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

六 その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

変更のポイント

前文
に追加

将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を推進

1 活性化及び再生の意義 以下について追加

民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、持続可能な地域公共交通網を構想し、その実現に向けて地域公共交通の活性化及び再生を図る

急速な少子高齢化・人口減少社会において、都市の再生や地域の活力の向上及び持続的な発展を実現するためには、コンパクトなまちづくりとともに、拠点同士、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通網の充実が必要不可欠

2 活性化及び再生の目標

「住民、来訪者の移動手段の確保、
「安全・安心で質の高い運送サービスの提供等」に加え、
「地域社会全体の価値向上」として
具体的に以下の項目を追加

コンパクトなまちづくり
の実現
まちのにぎわいの
創出や健康増進

観光振興施策
との連携による
人の交流の活発化

1 形成計画の記載事項

基本的な方針 以下の4点に留意し記載

①まちづくり、観光振興等の
地域戦略との一体性の確保

②地域全体を見渡した
総合的な公共交通
ネットワーク

③多様な交通
サービスの組合せ

④住民の協力を
含む関係者の連携

区域：
交通圏を基本
目標：
具体的・明確に設定

事業・実施主体：計画区域における地域公共交通を一体的に形成計画の対象とする

計画の達成状況の評価：
評価の方法・実施時期を記載

計画期間：5年程度を原則。中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成

2 都市計画等との調和

立地適正化計画、
観光圏整備計画等
他の分野の計画との連携

3 協議会

地域の目指すべき将来像や、計画の目標を達成する上で必要なサービスの水準等について協議

独占禁止法の規定に抵触しないよう留意

地域公共交通特定事業

従来の特定事業（軌道運送高度化・道路運送高度化・海上運送高度化・鉄道事業再構築・鉄道再生）に加え、

地域公共交通再編事業

を追加

地域公共交通
再編実施計画の認定

基本方針に照らして適切か、特に、計画の基礎となっている形成計画について、上記①～④の「基本的な方針」に沿って作成されているかを踏まえ判断

形成計画に掲げた数値目標の達成状況の評価

事業実施の効果・効率を定期的に評価

1 関係者の役割 以下の項目などを追加

国 認定地域公共交通再編実施計画等に基づいて地域公共交通網を再構築する取組に対して、重点的に支援

人材育成
情報提供

事業者 協議会への積極的参画

利用者減少を食い止め、回復していく取組

情報・データの提供

2 関連する施策の連携

まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野における施策との連携を図ることが重要

まちづくりと地域公共交通の担当者が合同して、地方公共団体等に助言等を行っていくことを推進

デマンドバスに代わる「松田町独自乗合バス運行事業」への変遷について

<経緯等>

松田町ではバス利用者の低迷による路線退出の頻発、結果として交通空白地域、交通不便地域の拡大をはじめ、サービスレベルの低下が進行していました。これら多くの課題(公共交通サービスの水準の維持・向上及び持続性のある運行・運営を継続等)を解決し、且つ新たな発想を取り入れた公共交通施策を展開(既存バス路線の補完)として、平成22年度には社会実験事業を実施する一方、「松田町地域公共交通総合連携計画」を策定し、翌平成23年6月～平成24年度9月末までデマンドバス事業を行いました。

年度 (期間)	22年度 (H23. 1. 4～H23. 3. 25)	23年度 (H23. 6. 1～H24. 3. 31)	24年度 (H24. 4. 1～H24. 9. 30)
種別	社会実験	実証運行	実証運行
決算額	5, 899, 275円	29, 400, 000円	6, 780, 000円
財源	地域公共交通活性化・再生総合事業補助金	ふるさと雇用再生特別基金事業	ふるさと雇用再生特別基金事業(継続)



実施結果(平成23・24年度)及びアンケートを踏まえての対応

高齢化が進んだ5年後、10年後の松田町の姿を想定し、高齢者に優しく、また利用者が減少傾向にある路線バスの減便・撤退への対応を合わせた松田独自の公共交通政策が必要。
→ 平成24年10月からの新たな施策を展開。

平成24年10月以降の新たな施策

（既存路線の拡充→乗合バス運行事業補助による「増発・枝線運行」の実施）

①平成23・24年度を合わせた運行実績で平均3人以上の乗車があった便について、その時間帯の路線バスの増発・枝線運行を実施。

※なお、料金は既存の路線バスと同額。枝線まで乗車した場合でも枝線の起点となる県道710号沿いのバス停と同額。

※新松田駅から乗車した場合、長寿橋バス停まで乗っても、田代向バス停と同額。

②デマンドバスで利用者の多かった便の時間帯について、富士急湘南バス（株）の路線バスを増発運行するとともに、虫沢や萱沼等の枝線運行を実施。

年度 (期間)	24年度 (H24. 10. 1～H25. 3. 31)	25年度 (H25. 4. 1～H26. 3. 31)	26年度 (H26. 4. 1～現在)
内容	枝線・増発運行	同左	同左
決算・予算額	1, 555, 000円	3, 304, 640円	4, 236, 000円

※財源は町単独費。増発・枝線運行便に対して町が補助するが、運賃収入分は減額する。

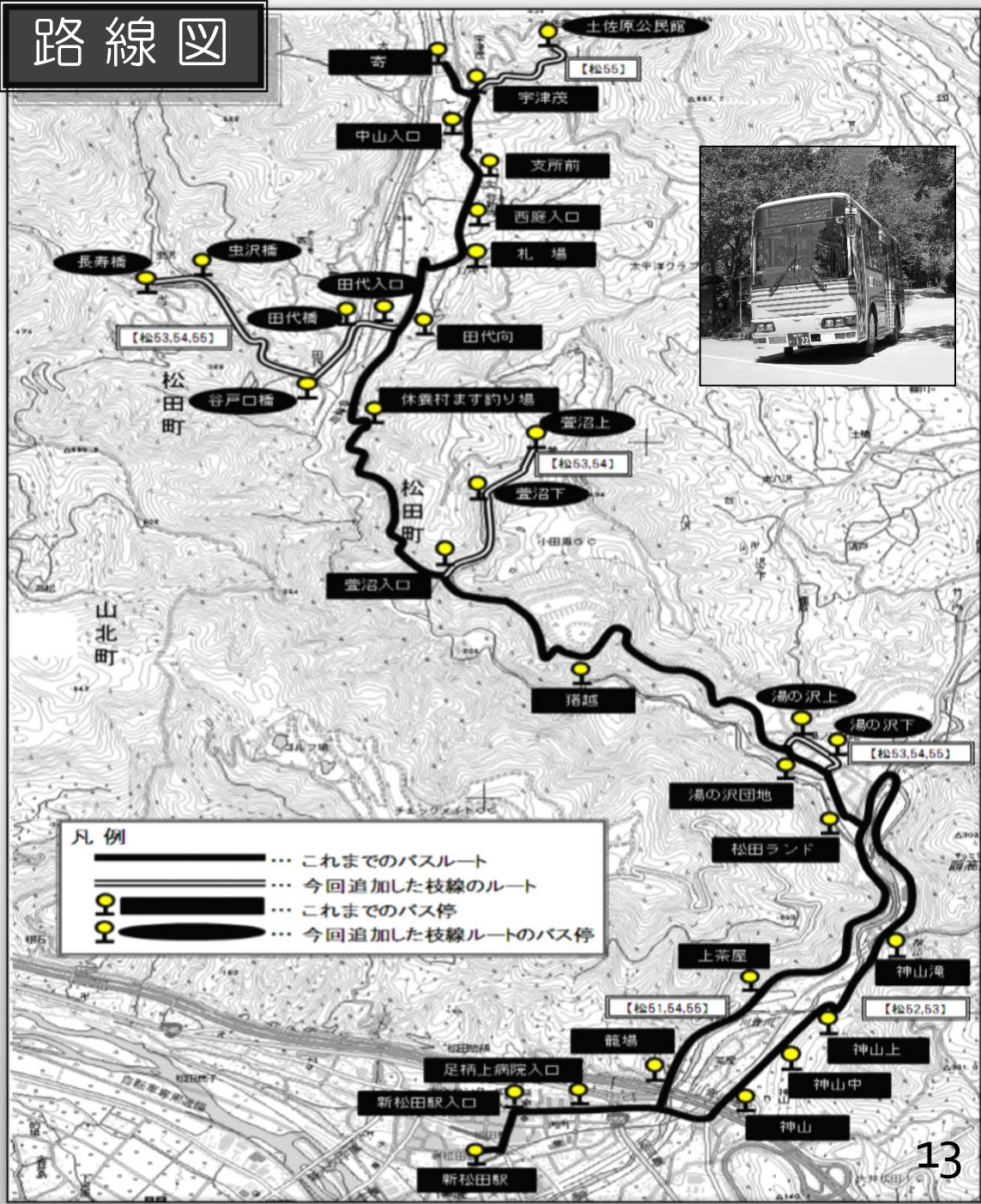
平成24・25年度は決算額・26年度は予算額。

路線バス増発及び枝線乗入運行系統等

系統名	経 由
松51	新松田駅～上茶屋～萱沼入口～田代向～寄
松53	新松田駅～神山～湯の沢上～萱沼上～長寿橋～寄
松54	新松田駅～上茶屋～湯の沢上～萱沼上～長寿橋～寄
松55	長寿橋～寄～土佐原公民館～上茶屋～新松田駅

系統名	種 別	キロ数①	キロ数②	計(①+②)
松55	増発・枝線運行	虫沢 3.4km	土佐原 3.4km	計5.0km
松54	同上	萱沼 3.8km	虫沢 3.4km	計7.2km
松54	枝線運行(既存便)	同上	同上	計7.2km
松53	同上	同上	同上	計7.2km
松53	同上	同上	同上	計7.2km
松53	同上	同上	同上	計7.2km
				計 41.0km

※松51・54・55については、増発を実施。



平成25年度下半期 寄方面乗車人員実績

単位:人・本

	摘要	該当便	平成25年度(下半期)			該当便	平成24年度(下半期)			差 異		
			乗車人員	運行本数	1便当乗車		乗車人員	運行本数	1便当乗車	乗車人員	運行本数	1便当乗車
1	枝線乗入	新松田駅13.50発	1,104	123	9.0	新松田駅16:05発	958	123	7.8	146	0	1.2
2	枝線乗入	新松田駅16.05発	1,377	123	11.2	新松田駅16:05発	1,731	123	14.1	△354	0	△2.9
3	増便+枝線乗入	新松田駅19:10発	632	123	5.1	—	600	123	4.9	32	0	0.3
4	増便(金曜日)	新松田駅22:40発	132	41	3.2	—	104	25	4.2	28	16	△0.9
5	増便+枝線乗入	長寿橋5:45発	788	123	6.4	—	562	123	4.6	226	0	1.8
6	枝線乗入	寄8:00発	1,894	123	15.4	寄8:20発	1,627	123	13.2	267	0	2.2
7	枝線乗入	寄11:30発	1,080	123	8.8	寄11:20発	987	123	8.0	93	0	0.8
		小計	7,007	779	9.0	—	6,569	763	8.6	438	16	0.4
		寄方面平日実績	36,163	3,965	9.1	—	37,806	3,985	9.5	△1,643	△20	△0.4
		寄方面土休日実績	15,155	1,892	8.0	—	15,933	1,904	8.4	△778	△12	△0.4
		寄方面土休日実績	51,318	5,857	8.8	—	53,739	5,899	9.1	△2,421	△32	△0.4

平成26年度上半期 寄方面乗車人員実績

単位:人・本

	摘要	該当便	平成26年度(上半期)			該当便	平成25年度(上半期)			差 異		
			乗車人員	運行本数	1便当乗車		乗車人員	運行本数	1便当乗車	乗車人員	運行本数	1便当乗車
1	枝線乗入	新松田駅13.50発	1,008	125	8.1	新松田駅16:05発	1,062	125	8.5	△54	0	△0.4
2	枝線乗入	新松田駅16.05発	1,398	125	11.2	新松田駅16:05発	1,327	125	10.6	71	0	0.6
3	増便+枝線乗入	新松田駅19:10発	735	125	5.9	—	732	125	5.9	3	0	0.0
4	増便(金曜日)	新松田駅22:40発	128	25	5.1	—	147	25	5.9	△19	0	△0.8
5	増便+枝線乗入	長寿橋5:45発	887	125	7.1	—	693	125	5.5	194	0	1.6
6	枝線乗入	寄8:00発	2,106	125	16.8	寄8:20発	1,885	125	15.1	221	0	1.8
7	枝線乗入	寄11:30発	917	125	7.3	寄11:20発	935	125	7.5	△18	0	△0.1
		小計	7,179	775	9.3	—	6,781	775	8.7	398	0	0.5
		寄方面平日実績	34,463	4,033	8.5	—	36,449	4,033	9.0	△1,986	0	△0.5
		寄方面土休日実績	13,327	1,836	7.3	—	12,984	1,836	7.1	343	0	0.2
		寄方面土休日実績	47,790	5,869	8.1	—	49,433	5,869	8.4	△1,643	0	△0.3

枝線増発運行開始後（平成24年度10月～）の経過 まとめ

単位：人

上半期	26年度（1便当乗車）	25年度（1便当乗車）	24年度（1便当乗車）
増便・枝線実績 計	7,719 (9.3)	6,781 (8.7)	4,418 (8.8)
＜枝線実績＞	5,429	5,209	4,418
＜増便実績＞	1,750	1,572	—
寄方面平日実績	34,463 (8.5)	36,449 (9.0)	34,314 (8.6)
寄方面土休日実績	13,327 (7.3)	12,984 (7.1)	12,621 (6.8)
寄方面実績	47,790 (8.1)	49,433 (8.4)	46,935 (8.0)

下半期	25年度（1便当乗車）	24年度（1便当乗車）	23年度（1便当乗車）
増便・枝線実績 計	7,007 (9.0)	6,569 (8.6)	4,465 (9.1)
＜枝線実績＞	5,455	5,303	4,465
＜増便実績＞	1,552	1,266	—
寄方面平日実績	36,163 (9.1)	37,806 (9.5)	34,901 (8.9)
寄方面土休日実績	15,155 (8.0)	15,933 (8.4)	12,948 (7.0)
寄方面実績	51,318 (8.8)	53,933 (9.1)	47,849 (8.3)

平成26年9月8日～24日(土日除く10日間) 寄線(枝線+増便分) 乗降調査実績

単位:人

			新松田駅入口	足柄上病院	籠場	上茶屋	神山	神山中	神山上	神山滝	松田ランド	湯の沢団地	湯の沢上 ※	湯の沢下 ※	猪越	萱沼入口	萱沼下 ※	萱沼上 ※	休養村ますつり場	田代向	田代入口 ※	田代橋 ※	谷戸口橋 ※	虫沢橋 ※	長寿橋 ※	札場	西庭入口	支所前	中山入口	宇津茂	土佐原 ※	寄	合計
1	枝線	新松田駅 13.50発	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	1	1	0	5	7	0	0	5	1	1	6	8	6	5	2	5	4	0	3	71
2	枝線	新松田駅 16.05発	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	27	8	0	0	1	2	0	3	11	5	1	2	3	11	5	6	2	7	0	23	124
3	増便 +枝線	新松田駅 19:10発	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	13	1	0	3	0	2	0	1	9	1	8	2	0	3	3	0	0	1	0	7	60
4	増便 (金曜)	新松田駅 22:40発	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	9
5	増便 +枝線	長寿橋 5:45発	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	23	1	0	0	0	0	0	4	0	1	7	1	1	6	2	6	0	6	0	10	82
6	枝線	寄 8:00発	0	0	0	1	0	0	0	0	15	0	35	0	0	1	9	10	0	15	1	3	3	4	4	9	11	17	4	5	0	10	157
7	枝線	寄 11:30発	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8	0	0	0	4	2	0	9	3	3	7	1	7	14	3	3	2	1	0	18	87
		合計	0	0	0	1	0	0	0	0	46	1	116	11	1	5	19	23	0	34	29	14	27	16	23	51	30	34	13	24	0	72	590

1～4は降車人数 5～7は乗車人数 ※印は枝線バス停

アンケート概要について

<アンケートの目的>

現在、寄便の一部の便(平日のみ)で「増発・枝線運行」を実施しているが、より一層の公共交通の充実のため、「土休日の一部」における枝線運行の利用ニーズを把握することが目的。

<アンケート実施概要>

- (1)調査地域：湯の沢・萱沼・土佐原・虫沢田代自治会 ⇒ 現行の「枝線運行」に関係する自治会
- (2)調査対象：上記自治会の全戸配布(323戸) ⇒ 回収率 64.1%(207/323戸)

	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
回収数(戸)	40	14	84	69	207
配布数(戸)	55	21	115	132	323
回収率(%)	72.7	66.7	73.0	52.3	64.1

- (3)調査期間：平成26年9月16日(火)10月10日(金)
- (4)設 問 数：計5問
(問1:年齢・性別 問2:バス利用の有無等 問3:枝線運行希望等 問4:利用目的/希望時間 問5:自由意見)

アンケート集計結果

○問1 記入者の年齢・性別を教えてください(当てはまる箇所に○印)。

性別：男・女 年齢：10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
男 性	12	4	19	16	51
女 性	15	5	33	30	83
無記入	13	5	62	23	73
計	40	14	84	69	207

○問2 あなたの世帯で「虫沢田代地区⇄新松田駅間」を移動する際、バスを利用していますか？

(当てはまる箇所に○印)

1 利用している⇒その場合、利用する主なバス停は以下のどれですか。

(1 田代向・2 田代入口・3 田代橋・4 谷戸口橋・5 虫沢橋・6 長寿橋)

2 利用していない

＜バス利用の有無＞

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
利用している	21	6	50	50	127
利用していない	17	7	30	12	66
無記入	2	1	4	7	14
計	40	14	84	69	207

＜利用バス停(複数回答可)＞

利用バス停	(萱沼)
萱沼入口	2
萱沼下 ※	8
萱沼上 ※	11
計	21

利用バス停	(土佐原)
土佐原公民館 ※	3
宇津茂	4
計	7

利用バス停	(虫沢田代)
田代向	9
田代入口 ※	1
田代橋 ※	2
谷戸口橋 ※	1
虫沢橋 ※	4
長寿橋 ※	14
計	28

利用バス停	(湯の沢)
松田ランド	17
湯の沢団地	34
湯の沢下 ※	1
湯の沢上 ※	10
計	62

※印は枝線バス停

○問3 一部のバス利用者より「土休日においても枝線運行」を望む意見がありますが、あなたの世帯では「土休日の運行希望」はありますか？（当てはまる箇所に○印）

- 1 ある ⇒ では、何曜日に必要ですか？（複数回答可）
⇒また、利用頻度はどれくらいになりますか？
2 ない ⇒ 問5にお進みください。

1 土曜日・2日曜日・3祝日
1 毎週・2隔週・3その他（月_____回程度）

<土休日の運行希望の有無>

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
希望あり	19	4	55	16	94
希望なし	16	7	18	46	87
無記入	5	3	11	7	26
計	40	14	84	69	207

<利用希望曜日（複数回答可）>

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
土曜日	19	4	50	16	90
日曜日	16	3	40	14	73
祝 日	11	4	20	12	47
計	47	11	110	42	210

<利用頻度>

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
毎週	4	0	17	6	27
隔週	3	0	11	1	15
その他	12	4	20	8	44
計	19	4	48	15	86

※「その他」意見では、月1～3回程度の利用頻度

○問4 問3で「ある」を選んだ方にお聞きします。

問4－1 バスの利用目的は以下のどれですか？（当てはまる箇所に○印。複数回答可。）

1 通勤・2 通学・3 通院・4 買い物・5 行楽・6 その他

問4－2 利用したいバスの時間帯は何時台ですか？（当てはまる箇所に○印。複数回答可。）

下り（虫沢田代地区⇒新松田駅） → 朝5時台～夜19時台まで1時間刻みの設問

上り（新松田駅⇒虫沢田代地区） → 朝6時台～夜22時台まで1時間刻みの設問

<土休日の運行の際の利用目的（複数回答可）>

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
通勤	2	1	4	1	8
通学	0	0	3	2	5
通院	17	3	29	6	55
買い物	16	3	36	12	67
行楽	9	1	14	9	33
その他	3	2	12	6	23
計	47	10	98	36	191

<利用希望時間帯(下り)寄⇒新松田駅方面(複数回答可)>

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
5時台	1	0	0	4	5
6時台	2	0	9	3	14
7時台	5	3	9	3	20
8時台	13	4	25	10	52
9時台	8	4	23	15	50
10時台	10	2	24	7	43
11時台	4	0	6	7	17
12時台	6	0	6	6	18
13時台	0	0	7	3	10
14時台	5	0	9	3	17
15時台	3	1	9	1	14
16時台	7	2	6	2	17
17時台	3	2	9	2	16
18時台	1	0	3	2	6
19時台	1	0	6	2	9
計	69	18	151	70	308

<利用希望時間帯(上り)寄⇒新松田駅方面(複数回答可)>

選択肢	萱沼	土佐原	虫沢田代	湯の沢	計
6時台	0	0	2	1	3
7時台	0	0	3	2	5
8時台	2	0	7	2	11
9時台	4	0	8	2	14
10時台	7	0	5	3	15
11時台	8	0	5	1	14
12時台	5	2	10	3	20
13時台	4	1	11	5	21
14時台	6	0	17	5	28
15時台	7	2	24	6	39
16時台	6	4	13	3	26
17時台	6	2	14	5	27
18時台	3	2	11	3	19
19時台	4	1	10	6	21
20時台	5	1	7	9	22
21時台	5	0	13	9	27
22時台	3	0	14	10	27
計	75	15	174	75	339

○問5 公共交通(バス)に関して、御意見等があれば以下に記入ください。(抜粋)

【萱沼地区】

○私は車の運転が出来ない為、今バスを週4回位利用しています。足も悪いのでバスが萱沼上まで来てくれると助かります。

○今は自分の車を運転して用事を済ませていますが、後々、運転出来なくなった時、バスの利用が必要となります。最低でも、午前2回・午後2回、萱沼の奥までバスが来てくれると助かると確信しています。

【土佐原】

○マイカーで外出することが多い中、高齢者は送迎サービスの方がドアツードアの方が安心して利用できると思います。

【虫沢田代】

○日中の時間(10～14時)のバスの本数のなさに困っている寄住人はたくさんいます。テストの期間の学生や病院に行けない老人等。本数を増やしてほしいです。

○加齢と共に車の運転がしんどくなってきました。通院治療後の脱力感等もあり、バスの利用も増して来ています。多々問題もあるとは思いますが、存続の程よろしくお願い致します。

○現在は自家用車を運転していますが、近い将来バスを利用することになると思います。虫沢までの運行を土日を含めてお願いします。

【湯の沢】

○後、何年で免許返上かな？と考えるこの頃。どうしても公共の乗り物が必要となります。生活の足と期待している一人です。

○朝夕等利用者が集中する時間帯は大型バスで日中等、客が少ない時間帯には小型バスで運行する方法で良いと思います。

○今回のアンケートは湯の沢に枝線メインですが、もっと基本的な希望があります。まず、平日22:40新松田最終便が金曜日のみですが、是非他の平日も復活して欲しい。(デマンドバスは多く利用していた)枝線はなくなっても良いから、土日の最終が2本もなくなるのは困る。最低、土日の20:55初は復活させてほしい。

○虫沢萱沼に枝線運行されるのはいいと思いますが、こと湯の沢に関しては全く必要ないことだと思います。私の家の横を通りますが狭いし坂道なので、とても危険です。宅急便が停まっていればバスは通れません。わざわざ小型バスまで使って運行するのはどういう意味があるのでしょうか。

又、利用者が少なくなっているのに、どうして土休日運行を検討されるのか全く理解に苦しみます。枝線運行は即止めてください。よろしくお願いします。

役場の方もしがらみに打ち勝って下さい。みんなの願いです。

○全て枝線運行希望いたします。よろしくお願いいたします、

○バスをなくしたり減らさないでほしい。枝線運行を道幅が狭いからなくしてほしい。

○今は車の運転をしているので、利用していませんが、利用する時は、バス停がもう少し上で停まってほしい。団地が終わる位は坂道で大変です。バスも停まるのにいろいろ問題もあると思いますが、是非お願いしたいと思います。

○正確なコース運行を望む。枝線運行時間に枝線には入らずに県道本線運行をして客を待たせっぱなしを過去繰り返しているが言語道断枝線運行など必要なし。

枝線・増発運行及びアンケート結果の考察

(1) 枝線・増発運行の考察

- 枝線・増発便の利用者数はほぼ横ばい傾向。しかし、寄便全体の利用者数は減少傾向を示している
- 乗降調査の結果、2箇年連続で枝線バス停「土佐原」の利用実績なし

(2) アンケート結果の考察

- 土休日の運行希望 萱沼・虫沢田代地域では過半数を超える。それに比べ、湯の沢・土佐原地区では希望する少数
- 土休日の運行希望曜日 土曜日が第1位であり、日曜日・休日にも希望が認められる
- 土休日の利用頻度 その他が過半であり、月1～3回程度が多数意見
- 土休日の利用目的 通院・買い物が大半
- 利用希望時間 (下り)午前8～10時及び14時～17時 (上り)9～10時台・15時～17時及び19時以降
- 自由意見 湯の沢地区では枝線運行について交通安全の観点から廃止を望む声

⇒ 協議事項(3事項)

- 「土佐原」及び「湯の沢」地区での枝線運行の「廃止」について
- 金曜の新松田駅22：40発(増発便)が町補助対象便の中で利用率が低いことから、廃止を含めたあり方について
- 土休日便については、通院等に利用が見込まれる土曜について、上下ともに1～2便程度の新規設定をすることについて
(⇒現行の休日既存便に枝線運行をプラス)

松田町地域公共交通対策について

町では、乗合バス運行(枝線・増発)事業のほか、以下の2事業を町独自の公共交通対策として実施しています。

＜バス通学定期券助成事業の概要＞

町では、平成21年8月から路線バスの利用者増加と送迎車両の減少による駅前広場の交通緩和などを目的として、小中学生、高校生を対象とした通学定期券の購入費補助を開始し、同年10月からは対象を大学、大学院、短期大学、専門学校生まで補助対象を拡大して取り組んできました。これは、町と富士急湘南バスが、通学定期券の購入費をそれぞれ3分の1ずつ負担し、利用者の皆様は残りの3分の1の負担で済むよう購入費を軽減する事業です。

＜高齢者バス定期券(まちのりパス65)助成事業の概要＞

高齢者(65歳以上)に優しく、路線バスより廉価なバスを実現するため、町独自の「シルバー定期券」を導入し、購入費助成(補助率1/3)を行うもの。平成24年10月1日より開始(26年4月1日より単価改正)。

【特徴】(1)松田町内を運行する富士急湘南バスが乗降自由(乗降が町内に限る)

(2)通常料金21,600円を1/3ずつを町及び富士急湘南バス(株)が負担 (個人負担は7,200円のみ)

<バス通学定期券助成状況について>

(1)住所別（単位：人）

年度	利用者数	寄	神山	惣領	庶子
21	72	67	0	5	0
22	75	68	0	5	2
23	95	86	1	6	2
24	95	89	0	3	3
25	101	94	0	6	1
計	438	407	1	25	8

(2)利用者学校種別（単位：人）

年度	利用者数	小学校	中学校	高校	大学等
21	72	16	4	47	5
22	75	19	5	45	6
23	95	20	8	61	6
24	95	15	6	70	4
25	101	8	10	72	11
計	438	78	33	295	32

(3)決算状況（単位：円）

年度	決算額	年度	決算額
21	1, 497, 760	24	3, 558, 110
22	2, 326, 620	25	3, 726, 550
23	3, 306, 170	計	14, 415, 210

＜松田町高齢者定期券（まちのりパス65） 助成状況について＞

(1) 住所別（単位：人）

＜参考＞
24年度は全て新規
25年度は新規33・継続94名

年度	利用者数	性 別	住 所				
		上段：男性 下段：女性	寄	神山	惣領	庶子	町外
24	107	24	23	0	0	1	0
		83	76	1	3	2	1
		107	99	1	3	3	1
25	127	29	28	0	0	1	0
		98	86	0	7	5	0
		127	114	0	7	6	0
計	234	53	51	0	0	2	0
		181	162	1	10	7	1
		234	213	1	10	9	1



※まちのりパス65(イメージ)

(2) 年齢別（単位：人）

※年齢はパス発行日現在

年度	利用者数	性 別	年 齢					
		上段：男性 上段：女性	65～70歳	～75歳	～80歳	～85歳	～90歳	90歳～
24	107	24	9	4	6	4	1	0
		83	27	18	21	11	5	1
		107	36	22	27	15	6	1
25	127	29	9	4	9	6	1	0
		98	33	19	25	14	7	0
		127	42	23	34	20	8	0
計	234	53	18	8	15	10	2	0
		181	60	37	46	25	12	1
		234	78	45	61	35	14	1

＜松田町地域公共交通会議設置要綱の改正について 最終改正日平成26年10月1日＞

（目的）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、松田町における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、松田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

（協議事項）

第2条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| (1) 町における公共交通のあり方に関する事項 | (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項 |
| (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項 | (4) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項 |
| (5) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項 | (6) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 |
| (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項 | |

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の構成員は、別表第1に掲げる団体等が推薦をした者及び別表第2に掲げる職にある者又はこれらの者が指名する者並びに学識経験者をもって組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

2 構成員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員の定数及び選任）

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 監 事 2 名
- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 監事は、構成員のうちから会長が委嘱する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第5条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

（会議）

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は出席構成員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第7条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第8条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、松田町政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第9条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

新旧対象表

別表第1(第3条関係)

団体等(新)	団体等(旧)
松田町萱沼自治会	松田町萱沼自治会
松田町弥勒寺自治会	松田町弥勒寺自治会
松田町中山自治会	松田町中山自治会
松田町土佐原自治会	松田町土佐原自治会
松田町宇津茂自治会	松田町宇津茂自治会
松田町大寺宮地自治会	松田町大寺宮地自治会
松田町虫沢田代自治会	松田町虫沢田代自治会
松田町湯の沢自治会	松田町湯の沢自治会
松田町神山自治会	松田町神山自治会
松田町かなん沢自治会	松田町かなん沢自治会

団体等(新)	団体等(旧)
松田町中里自治会	松田町中里自治会
松田町城山自治会	松田町城山自治会
松田町PTA連絡協議会	松田町PTA連絡会
松田町社会福祉協議会	松田町社会福祉協議会
松田町商工振興会	松田町商工振興会
神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
富士急湘南バス(株)	富士急湘南バス(株)
(削除)	神奈川中央交通(株)
神奈川県タクシー協会小田原支部	神奈川県タクシー協会小田原支部

別表第2（第3条関係）

職名（新）	職名（旧）
学識経験者	学識経験者
国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
神奈川県県土整備局都市部交通企画課長	神奈川県県土整備局都市部交通企画課長
神奈川県県西土木事務所長	神奈川県県西土木事務所長
神奈川県松田警察署長	神奈川県松田警察署長
松田町自治会長連絡協議会長	松田町自治会長連絡協議会長
松田町副町長	松田町副町長
（削除）	松田町企画財政課長
松田町総務課長	松田町庶務課長
（削除）	松田町税務住民課長
松田町福祉課長	松田町健康福祉課長
松田町まちづくり課長	松田町建設課長
松田町教育委員会教育課長	松田町教育委員会教育課長
松田町観光経済課長	（新設）
安全防災担当室長	（新設）
定住少子化担当室長	（新設）